

中津市建設工事等入札参加資格者の指名停止措置について

1. 指名停止措置業者名

パシフィックコンサルタンツ 株式会社

指名停止措置業者の住所

東京都千代田区神田錦町3-22

2. 指名停止措置期間

令和4年3月15日から令和4年9月14日まで（6か月間）

3. 指名停止措置要件

中津市契約規則施行細則第10条別表第2措置要件7-イに該当

4. 指名停止措置理由

令和4年1月24日、パシフィックコンサルタンツ(株)の使用人が、富山県富山市発注のつり橋設計業務に関し、公契約関係競売入札妨害の容疑で富山県警察に逮捕されたため。

【お問い合わせ先】

中津市 総務部 契約検査課 契約係

TEL 0979 (62) 9875 (内線 701・702)